

# 人生の智慧のための心理学

## 第4回 錯覚から世界を考える？

東京大学名誉教授 (質問者) 繁樹 算男 Shigematsu Kazuo  
立命館大学総合心理 学部教授 (回答者) 北岡 明佳 Kitaoka Akiyoshi

### 繁樹先生からの質問一

錯覚という現象は、知覚において、人間の脳による無意識的な判断が関与することを如実に示している。錯覚を意識的に補正することは不可能である。すなわち、人間は、外界の現実をそのままとらえているわけではない。錯覚という現象は、外の世界と我々が見る世界とは異なることを示している。人間の錯覚を前提として、外的な世界と内的世界の二元論は克服できるのか？また、人間のコミュニケーションはどうあるべきかについて問いたい。

### 北岡先生の回答一

錯覚 (illusion) とは、認識する主体の外にある対象 (客体) の知覚であり、その真の性質とは異なる知覚のことである。短く言えば、錯覚とは知覚の一種であるから、その研究テーマは知覚心理学の領域ということになる。ところが、必ずしもそうではないところから、本稿は始めなければならない。

筆者が専門としている錯視 (視知覚の錯覚) の研究は、知覚の心理学の歴史とともにありながら、実は純粹な知覚心理学のテーマではないかもしれない。なぜなら、対象の知覚がその眞の性質とは異なることを認識するためには、

認識する主体の側 (我々のこころの中) に対象に関する知識がア・ブリオリに必要であり、かつその知識と得られた知覚を照合する認知過程が必要である。すなわち、錯覚を扱う研究は、広い意味での認知心理学ということになる。

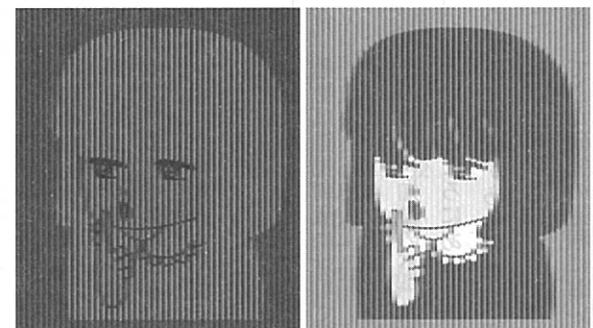
「動物に錯視はあるか」という設問がある。いくつもの証拠があり、動物にも人間同様に錯視があることは確実視されている。筆者としては、彼らの研究成果は価値が高いと考えるが、にもかかわらず、彼らの研究が必ず結論とする「動物にも錯視がある」という考え方には、疑問を呈したい。誤解を承知で極論を申せば、動物には錯視はない。錯視に相当する知覚のひずみがあるだけだ。「言語を使えるのは人間だけである」、「手を使えるのは人間だけである」、「利他性があるのは人間だけである」、「遊ぶのは人間だけである」といった素朴で脇の甘い思想と同様のレベルで、「錯視を見るのは人間だけである」、「錯視が見えるのは人間だけである」、「おもしろい」と言語報告できないから証拠が得られない、ということはない。人間だって、錯視に気づかなければ、特に何のリアクションも起こさないと同様に、動物も錯視图形

を見せてても何のリアクションも起こさない。例外的に、静止画が動いて見える錯視を見せられたネコが、錯視的に回転して見えるであろう円盤を前脚で押さえようとする動画が知られているが、それでもそれはネコが錯視をおもしろがっている証拠とまでは言えない。子々口画説の問題の人間にとつて、錯視を見ることは報酬になる。もつとも、そんなことを実証した研究はないと思う。しかしながら、錯視は見せるだけで話題になるし、錯視やだまし絵は各地の科学館の夏の企画展の定番のテーマの一つであるし、筆者の錯視デザインはインターネット上で（あるいはリアルに）よくパクられる。特定の錯視が初見で見えなかつた人は「どうやつたら見えるのだ」と悔しがり、見えるようになると努力をすることが多い。ところが、動物の生活環境に錯視刺激を置くという試みをすると、ほとんどの場合、動物は錯視刺激に対して無関心であった。

この人間と動物の反応の相違の理由は、人間は対象の知覚とその性質の知識の不一致に興味があるが、動物にはない、というところにあると筆者は考える。人間は、知覚のひずみに興味があるのだ。「知覚はひずんでいる」ということは、心理学者にとってはその受けてきた教育および実践してきた研究の過程において身に付いた当たり前の知識

であり、一般の人はそう考えないことを忘れてしまいがちである。一般の人は、恒常仮定の世界観を持つている。すなわち、「心理的世界（知覚）」は物理的「世界（刺激）」に「対一対応する」という考え方である。このため、たとえば「赤」は長波長の可視光に対応した色である、という「対一対応の物理学的世界観」が広く受け入れられている。ここからの逸脱を認識することが、なぜか人間にはおもしろいのだ。<sup>1) 2) 3) 4)</sup>

もちろん、心理学の世界では、たとえば「赤」はいわば「心理的実在」であって、物理的刺激に随伴したアーチファクトにすぎないものではない。赤いイチゴの画像に反対色であるシアン色の一樣画像を五〇%以上の割合で加法的に合成（アルファブレンディング）すれば、画素としてはすべてシアン色の画像になるが、色の恒常性（照明やフィルタ）の色みを補正して、対象の「本当の色」が知覚されること）の機能は強力であり、実験によれば、オリジナルナルの画像が一五%程度の寄与しかなくても（八五%はシアン色の寄与分）、「本当の色」すなわち赤いイチゴが知覚される。蛇足ながら、こう書くと、「イチゴは赤い」という知識があるから赤く見えるのではないか」と記憶色の話を持つて行きたがる人が多いので、当然他の色や他の刺激を用い



て実験的に確かめてあることだが、これは記憶色の効果ではなく、色の恒常性の働きである。これまで錯視画像を一切出さずに記述しているので、おもしろくなくて投げ出した読者がいないか心配である。上記のイチゴの画像の色の恒常性の例では、「かなり彩度の高い

りたい。錯覚という現象は「知覚において個人間の脳による無意識的な判断が関与することを如実に示している。錯覚を意識的に補正することは不可能である」(1)といふ点については、錯視にはあてはまるが、認知的な錯覚、すなわち思い違いや勘違い、非合理的な判断といった高次

る無意識的な判断が関与することを如実に示している。錯覚を意識的に補正することは不可能である」(1)といふ点については、錯視にはあてはまるが、認知的な錯覚、すなわち思い違いや勘違い、非合理的な判断といった高次の錯覚にはあてはまらないことを指摘しておきたい。高次の錯覚すなわち認知レベルの誤謬は意識的に訂正できるのに対しても(本当にすべて訂正できるのかどうかは別として)、低次の錯覚すなわち知覚レベルの錯覚はほぼ訂正不可能である。それは、知覚がいわば生理学的で不可逆的なメカニズムだからである。すなわち、(1)は知覚の性質を表したものである。

て問いたい」(3)があことんんでいる「外的な世界」と内なる世界の二元論は克服できるのか」ということは、客体と主体の二元論を前提として(それは筆者は歓迎である)、「克服」というのだから「そのズレは問題だ」という前提が含意されている。

世界の二元論は克服できるのか」ということは、客体と主体の二元論を前提として（それは筆者は歓迎である）、「克服」というのだから「そのズレは問題だ」という前提が含意されている。

何が問題なのだろう。錯視そのものは問題ではない。錯視はだれにでも起き、人畜無害で、しかも（人間には）おもしろいものである。たしかに、古くから錯視研究は視覚研究に貢献すると期待され、期待を裏切り続けて今世紀に至つたような気はするが、それは問題ではなく愛嬌というべきものだろう。この間のやむの真意が、まさか筆者お子様で「人間のコミュニケーションはどうあるべきか」という

繁樹先生からの質問一二

であり、一般の人はそう考えないことを忘れてしまいがちである。一般の人は、恒常仮定の世界観を持つていて。すなわち、「心理的世界（知覚）」は物理的世界（刺激）に「対一対応する」という考え方である。このため、たとえば「赤」は長波長の可視光に対応した色である、という「対一対応の物理学的世界観」が広く受け入れられている。ここからの逸脱を認識することが、なぜか人間にはおもしろいのだ。<sup>1</sup> もちろん、心理学の世界では、たとえば「赤」はいわば「心理的実在」であって、物理的刺激に随伴したアルファクトにすぎないものではない。赤いイチゴの画像に反対色であるシアン色の一様画像を五〇%以上の割合で加法的に合成（アルファブレンディング）すれば、画素としてはすべてシアン色の画像になるが、色の恒常性（照明やフィルタ）の色みを補正して、対象の「本当の色」が知覚されること）の機能は強力であり、実験によれば、オリジナルの画像が一五%程度の寄与しかなくても（八五%はシアン色の寄与分）、「本当の色」すなわち赤いイチゴが知覚される。蛇足ながら、こう書くと、「イチゴは赤い」という知識があるから赤く見えるのではないか」と記憶色の話に持つて行きたがる人が多いので、当然他の色や他の刺激を用い

続いて、すなはち、人間は、外界の現実をそのままと  
らえているわけではない。錯覚という現象は、外の世界と  
我々が見る世界とは異なることを示している」(2) については、本稿で既に述べた通り、心理学者の常識であつて  
も、一般の人の常識ではない。このことを(2)では指摘し  
た、ということであろう。

ところが、設問の締めくくりの「人間の錯覚を前提とし  
て、外的な世界と内的世界の二元論は克服できるのか?」  
また、人間のコミュニケーションはどうあるべきかについ

問い合わせに入るとどうやらここでは認知的錯覚のことが問題にされているようである。しかし、筆者は錯覚研究者すなわち知覚的錯覚の研究者なので、その問いには十分満足して頂ける回答を示せないと思われる。

## 繁樹先生からの質問一

指摘されてみると、確かに、私の問い合わせの最後の項は、かなり飛躍している。このシリーズは、それぞれの研究者の先端的な知識を踏まえ、人生の指針になるような、

なるほどと思わせる助言を期待しているのが飛躍の原因である。

その文脈において、科学を専門としていない普通人に根強く生き残るデカルト的二元論について、その息の根を止めるような知識が錯視研究から生まれるのか、人の対話において、このような言い方はしないほうが良いなどというヒントを期待したのだが、的外れだったようである。残された紙数が限られているが、私の問いに束縛されず、自由に「ぶつとんで」論を展開してほしい。

## 北岡先生の回答一

繁樹先生はデカルト的二元論（心身二元論）を問題視されていて、近年急成長中の錯視研究がそれに関して何か鋭いコメントやヒントを持つていないだろうか、という問い合わせだつたとのことである。錯視という概念は、客体と主体の二元論に立脚しているので、主体を実体的に扱うという意味では、デカルト的二元論を支持する側である。このため、「デカルト的二元論について、その息の根を止めるような知識」は錯視研究の立場からは供給されることはないと思う。「人との対話において、このような言い方はしないほうが良いなどというヒント」となると、高次すぎて、少なくとも普通の基礎的な錯視研究の知識の中には答

えはないと思われる。

むしろ筆者としては、デカルト的二元論の何が問題なのか、それをなぜ錯視の研究者（知覚の研究者）に問うのか、といったところに興味がある。これだけ科学が発達した世の中なのに、唯物論的世界観が徹底しないことを嘆かれているのであろうか。もしそうだとすると、潜在的な論敵である筆者には問い合わせではなく、論争をつかるべきところだったことになる。筆者は、デカルト的二元論が間違っているとも思わないし、人間を不幸にする原因であるとも考えていない。

いや、繁樹先生の問い合わせの真意を、まだ筆者は十分つかめていないようにも思える。

## 『社会学の力——最重要概念・命題集』

著者：友枝敏雄

出版社：未来戦略機構

特任教授

Tomoeda Toshio



友枝敏雄・浜日出夫・山田真茂留／編  
A5判、312頁、  
本体2,500円+税

自著を語る

社会学とは何か  
このたび、浜日出夫氏（慶應義塾大学教授）、山田真茂留氏（早稲田大学教授）との共編で『社会学の力——最重要概念・命題集』という書籍を刊行した。ここでは社会学者としての私の研究経歴のエピソードを織りませながら、「社会学の力」を刊行した意図と経緯を記したい。

私は、今から四〇年以上も前、学部で社会学を学び、大学院でも社会学を専攻し研究者の道を選んだ。初めて教壇に立つて社会学の講義をしてから今年で三八年目になる。社会学者として馬齢を重ねてきたが、社会学を学び始めた頃に抱いた「社会学とは何か」という問いに対しても明確な答を出せないまま今日に至っている。

私が学部生の頃に、社会学の講義を受けたときに、ある先生は「社会学は間口が広い

であるが、それが必ずしも社会学ではない」といわれた。つまり、社会学という学問の性格が明瞭に示さ

# 書斎の窓

The Window of Author's Study

No.655  
2018年1月号

有斐閣

<http://www.yuhikaku.co.jp/>



書斎の窓®

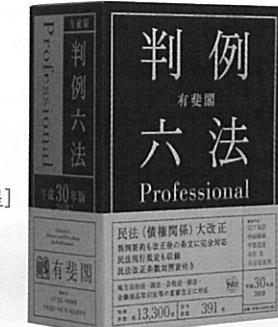
第655号 2018年1月号

第655号 平成30年1月1日発行

有斐閣

民法(債権関係)大改正。判例要約も改正後の条文に完全対応!

## 有斐閣 判例六法 平成30年版 Professional



編集代表

山下友信・中田裕康・宇賀克也・中里 実・長谷部恭男

\*収録法令391件

\*判例付き法令42件+行政法総論・租税法総論

\*収録判例約13,300件

\*巻末資料 全国裁判所管轄区域表、印紙税額・登録免許税額一覧表

\*別冊索引 総合事項索引・事件名索引・判例年月日索引

\*シール付きしおりひも・インデックスシールを同梱

●民法現行規定も収録 ●民法改正条数対照表付き [追録贈呈]

(新収録法令) 天皇の退位等に関する皇室典範特例法。

(主な改正) 公職選挙法、地方自治法、国税通則法、民法(債権関係)、刑法(性犯罪厳罰化)、組織犯罪処罰法、

職業安定法、育児介護休業法、医療法、児童福祉法、銀行法、金融商品取引法、外為法等。

## 有斐閣 判例六法 平成30年版



編集代表 中田裕康・長谷部恭男

\*収録法令139件 \*判例付き法令32件+行政法総論

\*収録判例約12,200件

(主な改正) 地方自治法、民法(債権関係)、商法、会社法、金融商品取引法、刑法(性犯罪厳罰化)等。

※書籍のサイズを左右に拡げ、1頁あたりの文字掲載量を増加しました。文字のサイズ等は変更しておりません。

宇賀克也・交告尚史・山本隆司編

## 行政判例百選 I 第7版

[別冊ジュリスト] 2,300円

## 行政判例百選 II 第7版

[別冊ジュリスト] 2,300円

行政法分野における判例解説の定番書が5年ぶりに改訂。今回の改訂では、旧版収録判例の精選・最新重要判例の追加だけでなく、現代社会に照らし、改めて注目すべき過去の判例の再録も行った。多岐にわたる行政法の道筋を理解するための、信頼の一冊。

有斐閣 表示価格は税別です。  
消費税込みの金額が定価です。

編集人=時岡明弘 発行人=江草貞治

発行所=株式会社 有斐閣 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目17番地 電話03-3264-1310(宣伝)

印刷所=株式会社 晓印刷

©YUHIKAKU 2018 Printed in Japan

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969、FAX03-3513-6979、e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。